

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 8年 9月24日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

D C M21熱田店
名古屋市熱田区花表町2103番 1

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
D C Mカーマ21熱田店	D C M21熱田店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
D C M株式会社 代表取締役 石黒 靖規 東京都品川区南大井六丁目22番 7 号	D C M株式会社 代表取締役 神谷 浩邦 東京都品川区南大井六丁目22番 7 号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
D C M株式会社 代表取締役 石黒 靖規 東京都品川区南大井六丁目22番 7 号 ほか 3者	D C M株式会社 代表取締役 神谷 浩邦 東京都品川区南大井六丁目22番 7 号 ほか 3者

3 変更の日

- (1) 店舗の名称については、令和 4年 9月 1日
- (2) 設置者及び小売業者については、令和 8年 3月 1日

4 変更した理由

- (1) 店舗の名称については、名称変更のため
- (2) 設置者及び小売業者については、代表者変更のため

5 届出の日

令和 8年 9月 2日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 8年 9月24日から令和 9年 1月25日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 9年 1月25日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課